

自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書

1. 概要（趣旨）

新潟市東区役所内に設置する自動販売機については、東区役所庁舎を利用する市民へのサービス向上と、公有財産のより効率的な運用を図るものとする。

そのため、自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を公募による総合評価方式により決定する。

2. 対象物件

(1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

- ・対象となる貸付場所は、次のとおり。

物件番号1 新潟市東区役所1階北口ロビー

物件番号2 新潟市東区役所1階南口エントランスホール

- ・以下【物件番号1 北口ロビー】、【物件番号2 南口エントランスホール】とする。

(2) 貸付場所、貸付面積、台数

物件番号	貸付場所	貸付面積	台数
1	新潟市東区下木戸1丁目4番1号 新潟市東区役所 1階北口ロビー	4.00 m ² (本体ほか回収ボックス面積を含む)	2台
2	新潟市東区下木戸1丁目4番1号 新潟市東区役所 南口エントランスホール	4.00 m ² (本体ほか回収ボックス面積を含む)	2台

注1 「貸付料」（貸付単価）には、消費税及び地方消費税を含まない。別途、貸付料に消費税等相当額を足したものを請求する。

注2 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、応募前に設置場所の確認をしておくこと。

3. 貸付期間

平成26年5月1日から平成31年4月30日まで（5年間・更新なし）

※ただし、庁舎修繕、改築等により、上記期間が短くなる場合もある。その場合、設置事業者は市の指示に応じることとする。

4. 設置条件

設置機種

	1台目	2台目
物件番号1 北口ロビー	清涼飲料（缶・ペットボトル） ※災害対応型	清涼飲料（缶・ペットボトル） ※バリアフリー対応型
物件番号2 南口エントランスホール	清涼飲料（缶・ペットボトル） ※災害対応型	紙パック飲料

(1) 本体

飲料自動販売機とする。

大きさは貸付面積内に収まるものにする。また、デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。

(2) バリアフリー対応型について

【物件番号1 北口ロビー】に1台設置するもの
バリアフリー対応の機種とすること

(具体的な機能の内容については、提案書の評価項目とする)

(3) 災害対応型について

【物件番号1 北口ロビー】、【物件番号2 南口エントランスホール】に各1台設置するもの

① 大規模災害発生時において、新潟市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を有していること。

(具体的な機能の内容については、提案書の評価項目とする)

② 災害対応型であることを表示していること。

(4) 環境対策

① ノンフロン二酸化炭素、炭化水素、または代替フロン（ハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボン）を冷媒として採用した機種とする。

② 消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(具体的な内容については、提案書の評価項目とします)

(5) 安全対策等

① 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。なお、転倒防止用補助板の取付位置については新潟市と現地協議の上、決定する。

- ② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（6）使用済み容器の回収

- ① 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置する。
- ② 回収ボックスの規格
 - ・プラスチック製または金属製とする。
 - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積のものとする。
- ③ 使用済み容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。

（7）自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 週に1度以上、空き缶・空きペットボトル等の回収業務を行うこと。

（8）販売価格

標準販売価格（定価）とすること。

5. 販売商品の種類等

- （1）利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。
- （2）酒類を除く清涼飲料とする。

6. 貸付料及び納入方法

- （1）貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の合計総額を100で除した値に貸付単価

を乗じて得た額（1円未満切捨て）を新潟市に支払うものとする。

- (2) 設置者が新潟市に支払う貸付料は、(1)の当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）とする。
- (3) 6(1)による貸付料の合計が最低貸付料23,655円（年額）に満たない場合は、最低貸付料を当該年の貸付料とします。

7. 売上手数料

徴収しない。

8. 費用負担

(1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。工事を必要とする場合には、新潟市の指示に従うものとする。

(2) 電気料金

- ① 電気使用料を計測するための専用子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。）により計測した使用量を月毎に電気使用量を証する書類を売上金と一緒に提出すること。（売上金の報告については、業務実施要領を参照のこと。）子メーターの設置数については、使用電力が把握可能であれば、各物件ごとに1つの子メーターとすることが出来る。
- ② 請求・支払方法については、新潟市の発行する納入通知書により納入期限までに新潟市に支払うものとする。電気料算定については東北電力株式会社の検針日と合わせて算出するものとし、各月ごとに市が請求し、設置事業者はそれを支払うものとする。
- ③ 電気使用量を計測するための専用子メーターの設置費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては新潟市の指示に従うものとする。

9. 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して新潟市の確認を受けなければならない。

10. 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11. 商品等の盗難及び破損

- (1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き、新潟市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担によ

り速やかに復旧しなければならない。

1 2. その他

事業の執行，施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については，新潟市はその責を負わない。

1 3. 参考データ（平成24年度）

売上本数 北口ロビー 15,464本（2台）

南口エントランスホール 24,774本（2台）